

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、市内の各種災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓としながら、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、相生市の地域に係る災害対策全般に関して次の事項を定める。

- 1 市の処理すべき事務及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難救助、衛生その他の災害応急対策の計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

## 第2節 計画の考え方

---

兵庫県の防災減災の基本条例である「ひょうご防災減災推進条例（平成29年条例第1号）」の趣旨に基づき、以下の4項目の考え方を踏まえ、条例に定められた事業について計画を策定する。

### 1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、被災したとしても人命が失われないことを最優先とする。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

災害対策の実施に当たっては、国、県の資料を参考に、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図る。

### 2 自助・互助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域の市民がお互いに助け合う「互助」、地域のコミュニティ、災害関係ボランティア、NPO、社会福祉協議会、企業等が支援する「共助」を適切に組み合わせた取組みを推進することとする。

### 3 災害文化の確立

過去の大規模災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、災害文化の確立を図る。

### 4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施に当たっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取組みを推進することとする。併せて、市民一人ひとりが自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、市民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」。以下同じ。）の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

## 第3節 計画の性格

---

- 1 この計画は、災害対策全般（風水害、地震、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事案）に関して、市、県その他の防災関係機関、更には関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すものである。
- 2 この計画の主な役割
  - (1) 市及びその他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成に当たっての指針となること。
  - (2) 市民や関係団体においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。
- 3 この計画は、災害対策全般に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えること。
- 4 この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（各災害対策計画）の規定に準じて対応することとする。

## 第4節 重点を置くべき事項

---

過去の大規模災害における被害をはじめ、阪神・淡路大震災及び東日本大震災への支援の経験は、風水害等の災害対策にも活かさなければならないものが多い。さらに、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の発生・流行を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

(1) 災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないということを踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢の下、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、国、関西広域連合、県、市町、関係機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築すること。

(2) 被災現場への迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるということを念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、必要とされる物資及び要員についての緊急支援が確実に被災地に届く仕組みを整備すること。

(3) 市民の円滑かつ安全な避難

市民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実地的な避難訓練を通じて市民との情報共有を図ること。また、雨量や河川水位等に関する情報を基に、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難指示等の発令に資する取組みに努め、特に、要配慮者の避難に当たっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

(4) 被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。避難所での感染症リスクを下げるため、避難所の人数制限やマスク・手指消毒等で感染予防をすること。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。

(5) 事業者や市民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、市民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

(6) 円滑かつ迅速な復興

市民の参画なくして地域の復興はなし得ないということを踏まえ、市民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画の下、復興計画等を策定する仕組みを整備すること。

## 第5節 防災機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理することとする。

### 1 指定地方行政機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
近畿農政局 (兵庫県拠点)	★			1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備
		★		1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん 5 災害救助用米穀の供給(売却)
			★	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 4 水産物の安定流通に関する情報収集・提供
神戸運輸監理部 (姫路海事事務所) (兵庫陸運部)		★		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要と認められる場合の輸送命令 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
			★	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力・支援 4 被災関係事業者に対する支援
第五管区 海上保安本部 (姫路海上保安部)	★			1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 危険物積載船舶等に対する安全対策指導

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
第五管区 海上保安本部 (姫路海上保安部)		★		1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 海上における流出油等事故に関する防除措置 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 10 海上治安の維持 11 海上における特異事象の調査
			★	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 3 必要に応じて船舶交通の整理、指導 4 工事関係者に対する事故防止に必要な指導 5 海洋環境の汚染防止 6 海上交通安全の確保
兵庫労働局 (相生労働基準監督署)	★			工場、事業場における労働災害防止の監督、指導
国土交通省 近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	★			1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理
		★		1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応 (TEC-FORCE) 6 油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 7 直轄被災港湾施設の緊急対策の実施
			★	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧

## 2 自衛隊

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
陸上自衛隊 第3師団 (第3特科隊)		★		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

## 3 兵庫県

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西播磨県民局 総務企画室		★		1 災害応急対策の総合連絡調整及び実施 2 兵庫県に対する支援要望の取りまとめ
光都土木事務所	★			1 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2 水防体制の整備強化
		★		1 公共土木施設(所管)の応急対策 2 水防警報の発表、伝達
			★	被災公共土木施設(所管)の復旧
光都農林振興事務所	★			1 防災営農林体制の推進 2 保安林、地すべり防止施設等の整備その他治山事業の推進
		★		1 災害対策用木材の調達あつせん 2 災害時における病虫害の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等応急対策
			★	1 農林関係施設の復旧 2 被災農林業者に対する災害融資
光都土地改良センター	★			農地、農業用施設等の防災事業の推進
			★	農地、農業用施設の復旧
龍野健康福祉事務所		★		防疫等応急保健衛生対策
赤穂健康福祉事務所			★	保健衛生関係施設の復旧
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	★			1 教育委員会に属する施設の整備と防災管理 2 交通安全教育、防災教育の実施
		★		1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童・生徒の応急教育対策の実施
			★	1 被災教育施設(所管)の災害復旧 2 学校教育充実のための対策の実施 3 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 4 児童・生徒のこころのケアの実施

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
知事部局・企業庁	★			1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理 11 交通安全対策の実施
		★		1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施
			★	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧 4 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 5 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 6 災害復興対策に係る組織の設置運営 7 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施



#### 4 警察

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生警察署	★			1 捜索、救助、救急活動を実施するに当たって必要な資機材の整備 2 緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備 3 防災資機材の整備 4 防災訓練等の実施
		★		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等
			★	1 治安維持対策の推進 2 仮設住宅等における民心の安定

#### 5 相生市

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生市	★			1 地域防災基盤の整備 2 防災に関する組織体制の整備 3 防災施設、設備の整備 4 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5 防災に関する学習の実施 6 防災訓練の実施 7 市所管施設の整備と防災管理
		★		1 市域に係る災害応急対策の総合的推進 2 情報収集・伝達 3 災害応急対応に係る組織の設置・運営 4 被災者の救援・救護活動等の実施 5 交通・輸送対策の実施 6 市所管施設の災害応急対策の実施 7 廃棄物・環境対策の実施
			★	1 市域に係る災害復旧の事務又は業務実施 2 市所管施設の復旧 3 市域に係る災害復興の事務又は業務実施 4 市所管施設の復興

## 6 消防・水道

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西はりま消防組合 相生消防署	★			1 消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発 2 消防施設、設備の整備及び点検 3 消防資機材の備蓄、整備及び点検 4 その他災害予防の推進
		★		1 避難の誘導 2 情報の収集及び伝達 3 被災者に対する救助及び救護措置 4 火災及びその他災害の防御又は拡大の防止措置
			★	消防施設及び設備の復旧
西播磨水道企業団	★			上水道施設の整備と防災管理
		★		1 災害時における飲料水の供給 2 上水道施設の災害応急対策
			★	上水道施設の復旧

## 7 指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
日本郵便（株） （相生郵便局） （相生港郵便局）		★		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
			★	被災郵政事業施設の復旧
日本赤十字社 （兵庫県支部）		★		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分
西日本高速道路（株） （関西支社）	★			有料道路（所管）の整備と防災管理
		★		有料道路（所管）の応急対策の実施
			★	被災有料道路（所管）の復旧
西日本旅客鉄道（株） （相生駅） （西相生駅）	★			鉄道施設の整備と防災管理
		★		1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
			★	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話（株） （兵庫支店）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
(株) NTTドコモ (関西支社)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミ ュニケーションズ(株) (兵庫支店)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI(株) (関西総支社)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク モバイル(株)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力 送配電(株) (姫路本部)	★			電力供給施設の整備と防災管理
		★		電力供給施設の応急対策の実施
			★	被災電力供給施設の復旧
大阪ガス(株) 大阪ガスネット ワーク(株) (導管事業部 兵庫導管部)	★			ガス供給施設の整備と防災管理
		★		ガス供給施設の応急対策の実施
			★	被災ガス供給施設の復旧
楽天モバイル (株)	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧

## 8 指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
(株)ウイング神姫	★			1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
西播通運(株)	★			1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
一般社団法人 兵庫県 L P ガス協会	★			L P ガス供給設備の防災管理
		★		1 L P ガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるL P ガスの供給
			★	被災L P ガス供給設備の復旧
相生市 社会福祉協議会	★			1 ボランティアの登録、研修の実施 2 ボランティアコーディネーターの養成
		★		1 ボランティア活動に関する連絡調整 2 ボランティアの受入体制の確保 3 その他市が実施する応急対策への協力
一般社団法人 相生市医師会		★		災害時における医療救護
			★	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

## 第6節 相生市の概要

### (1) 相生市の位置

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、瀬戸内海に面し、穏やかな気候・風土に恵まれ、東西7.98km、南北19.56kmで総面積90.40km<sup>2</sup>と海岸部から平地、山間部へと伸びる南北に長い市域である。

本市は、播磨船渠（現・榎IHI）の設立以来、戦後の経済成長とともに発展し、相生湾沿岸に市街地が形成されている。北部の丘陵は農業地帯になっているほか、瀬戸内海沿岸部には漁村集落が形成されている。

また、近年の経済情勢・構造変化に対応すべく、播磨科学公園都市の南の玄関口として、都市基盤整備をはじめとする産業・経済の基盤づくりを進めつつ、豊かな自然環境を活かしながら、多様な地域特性を大切に魅力ある都市づくりを目指している。

位置図

(令和5年10月)



## 第7節 相生市の自然

### (1) 相生市の気象

瀬戸内海気候区に属し、年間を通じて温暖・少雨という特徴がある。降雨は少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いので暑さや寒さも比較的しのぎ易い。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜間から早朝の冷え込みが強い。

梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

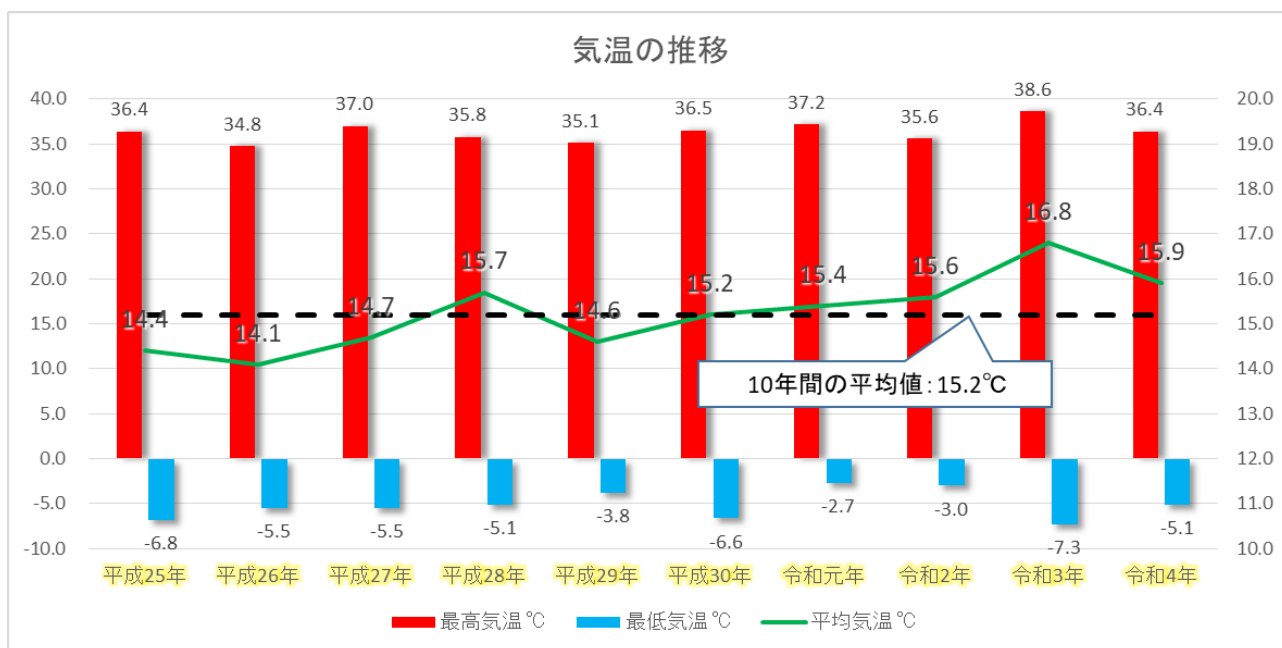
### (2) 平均的な気候

#### ア 気温

相生消防署に設置している気象観測装置のデータによると、平成25年から令和4年までの過去10年間の平均気温は15.2℃で、近年は10年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10年間の最高気温の平均は36.3℃で、最も高かったのは令和3年に記録した38.6℃である。また、10年間の最低気温の平均はマイナス5.1℃で、最も低かったのは令和3年のマイナス7.3℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。(平成25年から平成27年は上郡アメダスのデータ、平成28年から令和3年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和4年は相生市役所設置装置のデータ)

相生市平成25年～令和4年の気温

区 分	単 位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均気温	℃	14.4	14.1	14.7	15.7	14.6	15.2	15.4	15.6	16.8	15.9
最高気温	℃	36.4	34.8	37.0	35.8	35.1	36.5	37.2	35.6	38.6	36.4
最低気温	℃	-6.8	-5.5	-5.5	-5.1	-3.8	-6.6	-2.7	-3.0	-7.3	-5.1



イ 降水量

平成25年から令和4年までの過去10年間の降水量では、最も多い年で平成27年の1,727mm、最も少なかったのは令和4年の890mmである。10年間の年間降水量を平均すると1,312.5mmとなっている。

また、令和4年の降雨量データで見ると、年降雨量890mmで6月から9月にかけて降水量が増加している。令和2年8月の降水量は0mmであったが、例年では多くの降水量が見られる。今までは、梅雨時期である5月から6月・台風の襲来する時期となる8月から10月にかけて降水量が多くなる傾向であったが、近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想が付きにくい。暖くなる4月から10月頃までは、降水量の増加による水害に注意する必要がある。

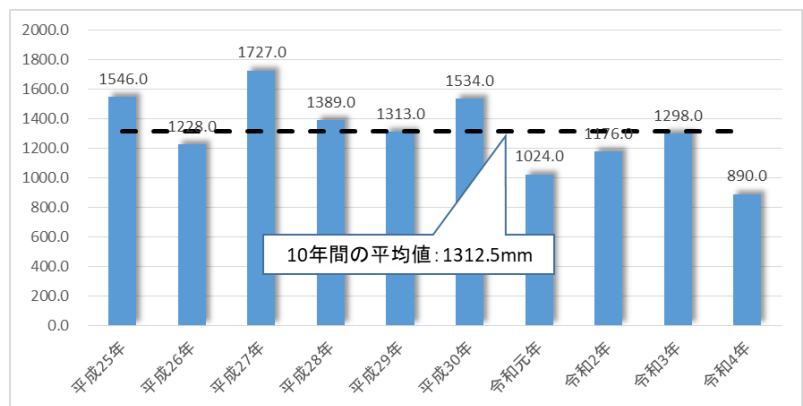
相生市平成25年～令和4年の降雨量

区分	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合計	mm	1546.0	1228.0	1727.0	1389.0	1313.0	1534.0	1024.0	1176.0	1298.0	890.0
日最大	mm	111.0	91.5	184.5	88.0	171.0	117.0	69.0	61.0	77.0	45.5
時間最大値	mm	41.5	48.0	48.5	32.0	85.0	21.0	41.0	19.0	26.0	23.0

令和4年（月ごとの値）

月	降雨量(mm)			
	合計	雨日数	日最大	時間最大
1月	10.0	2日	8.0	1.5
2月	17.5	2日	12.5	2.5
3月	98.5	9日	43.5	9.5
4月	116.0	8日	45.5	15.0
5月	73.5	8日	22.5	5.5
6月	80.0	9日	34.0	12.0
7月	116.5	10日	40.0	17.0
8月	118.0	11日	33.5	16.0
9月	94.0	8日	37.0	23.0
10月	87.5	8日	39.5	13.5
11月	63.5	8日	24.0	8.5
12月	15.0	9日	8.5	2.5

年間降雨量の推移



ウ 積雪

相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、2月から3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪になることは無い。上郡アメダスでは、雪の観測をしていない。

工 風

平成25年から令和4年までの過去10年間の平均風速は、最も強く吹いた年で平成30年の2.2 m/s、最も弱く吹いた年は平成25年ほか4年の2.0 m/sである。

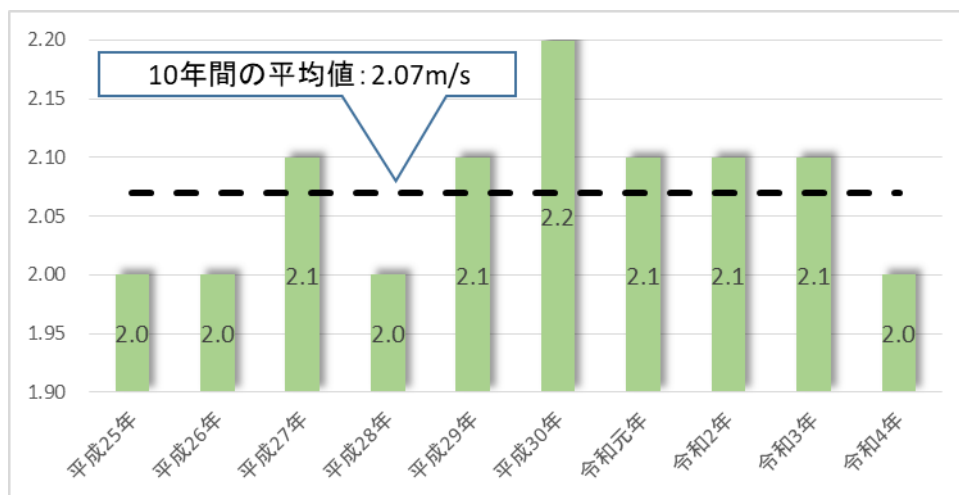
平成25年から令和4年までの過去10年間の最大風速は、最も強く吹いた年で平成30年の14.9 m/s、最も弱かった年は令和元年の11.4 m/sである。最大風速を観測するのは、台風の接近する夏季に集中している。

風向は、概ね西か北西方向に吹いている。

相生市平成25年～令和4年の風速（上郡アメダス）

区分	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均風速	m/s	2.0	2.0	2.1	2.0	2.1	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0
最大風速	m/s	14.3	12.2	12.0	13.3	13.0	14.9	11.4	14.4	12.5	12.6
風向		西北西	北北西	南東	南南東	西北西	西	南南東	西	西	南南東

平均風速の推移



オ 湿度

降雨の少なくなる冬季から春季にかけて湿度が低くなる傾向にある。最小湿度は、春に記録されることが多い。

カ 潮位

高潮は台風によって発生し、沿岸地域が影響を受ける対象地域となっている。



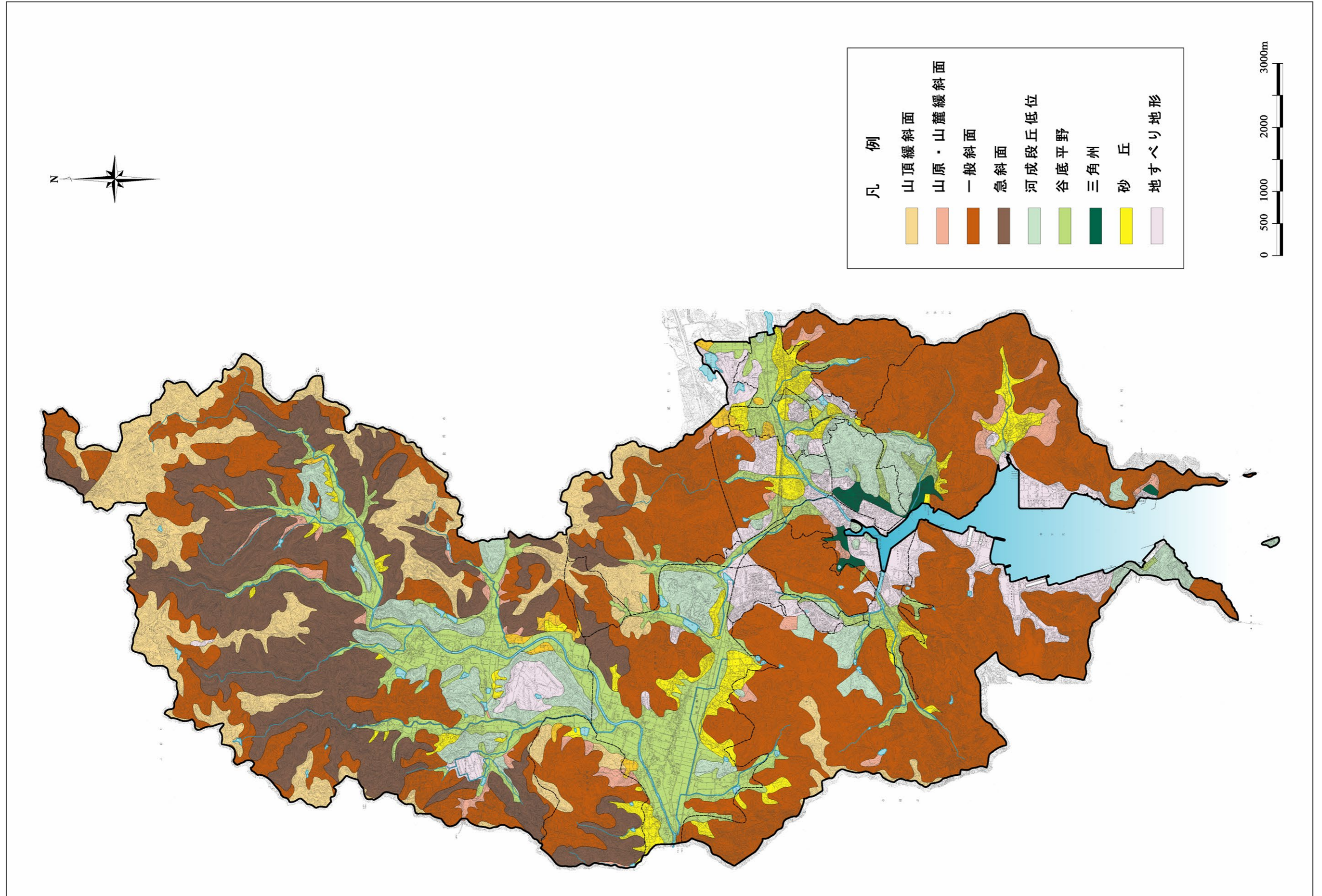
## キ 地形

瀬戸内海に面した相生湾は、市街地の中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、天然の良港となっている。市南部の天下台山から流れ、相生湾に注ぐ大谷川の流域は200~400mの小起伏山地に分類されており、西播丘陵・台地の西部丘陵群に属している。

海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

第1編 総則  
第1章 総 則  
第7節 相生市の自然

相生市地形分類図



第 1 編 総則  
第 1 章 総 則  
第 7 節 相生市の自然

## ク 地質

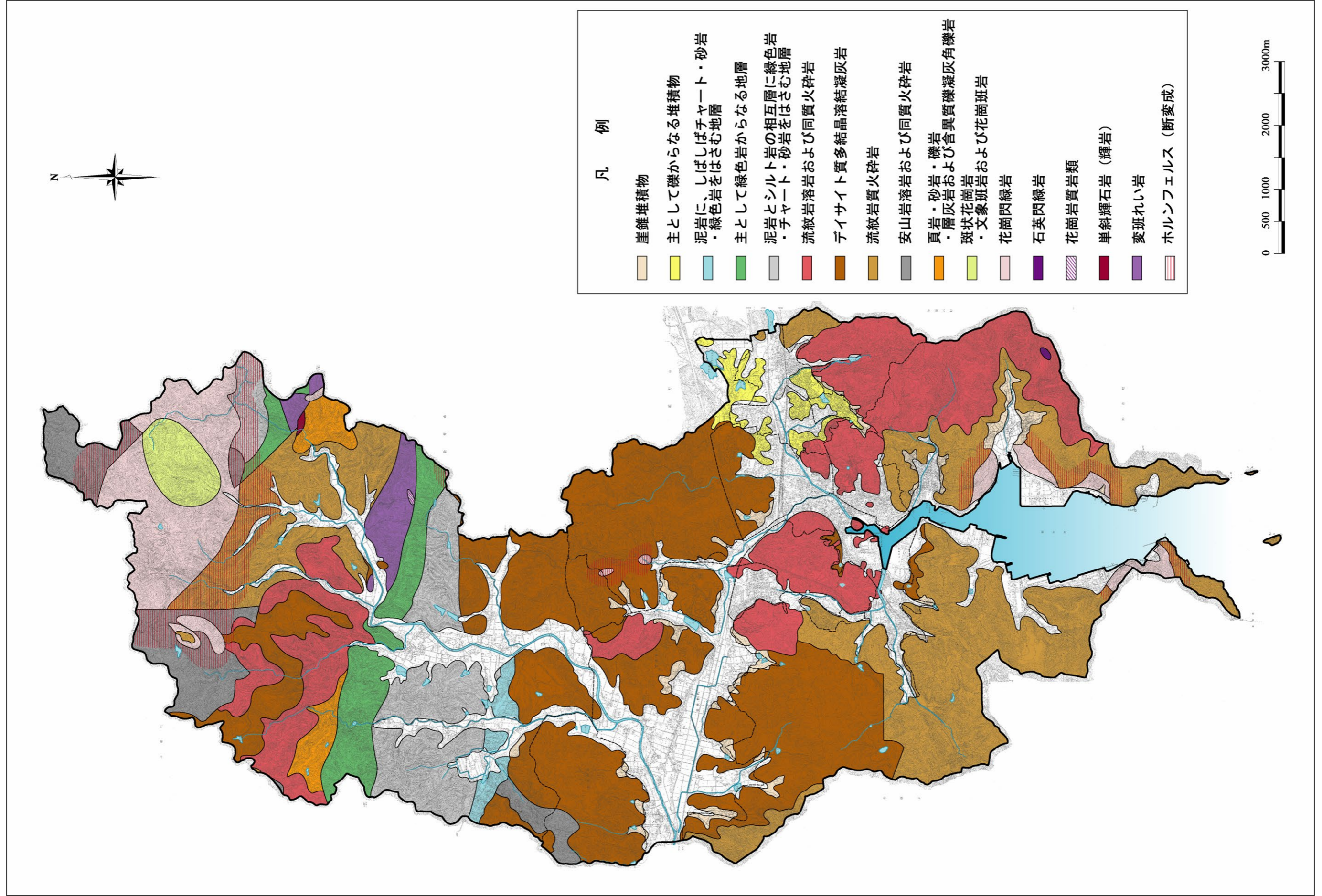
山地においては中生代白亜紀後期（約 8,000 万年～1 億年前）の火山活動によって噴出された流紋岩類によって基盤岩が形成されており、低地部は第四紀完新世の中期（約 6,000 年前頃）に礫・砂・シルト・粘土等の堆積物によって形成されている。

## ケ 傾斜区分

地形の傾斜の強さを色で表現した「相生市傾斜区分図（25 ページ参照）」では、全般に傾斜地の分布が目立つものの、崖に近い急傾斜を示すデータは少なく、広く分布する傾斜地は「丘陵地」の範疇である。また、海岸線は傾斜を示すデータで海に面しており、切り立った海岸線を表している。

第1編 総則  
第1章 総則  
第7節 相生市の自然

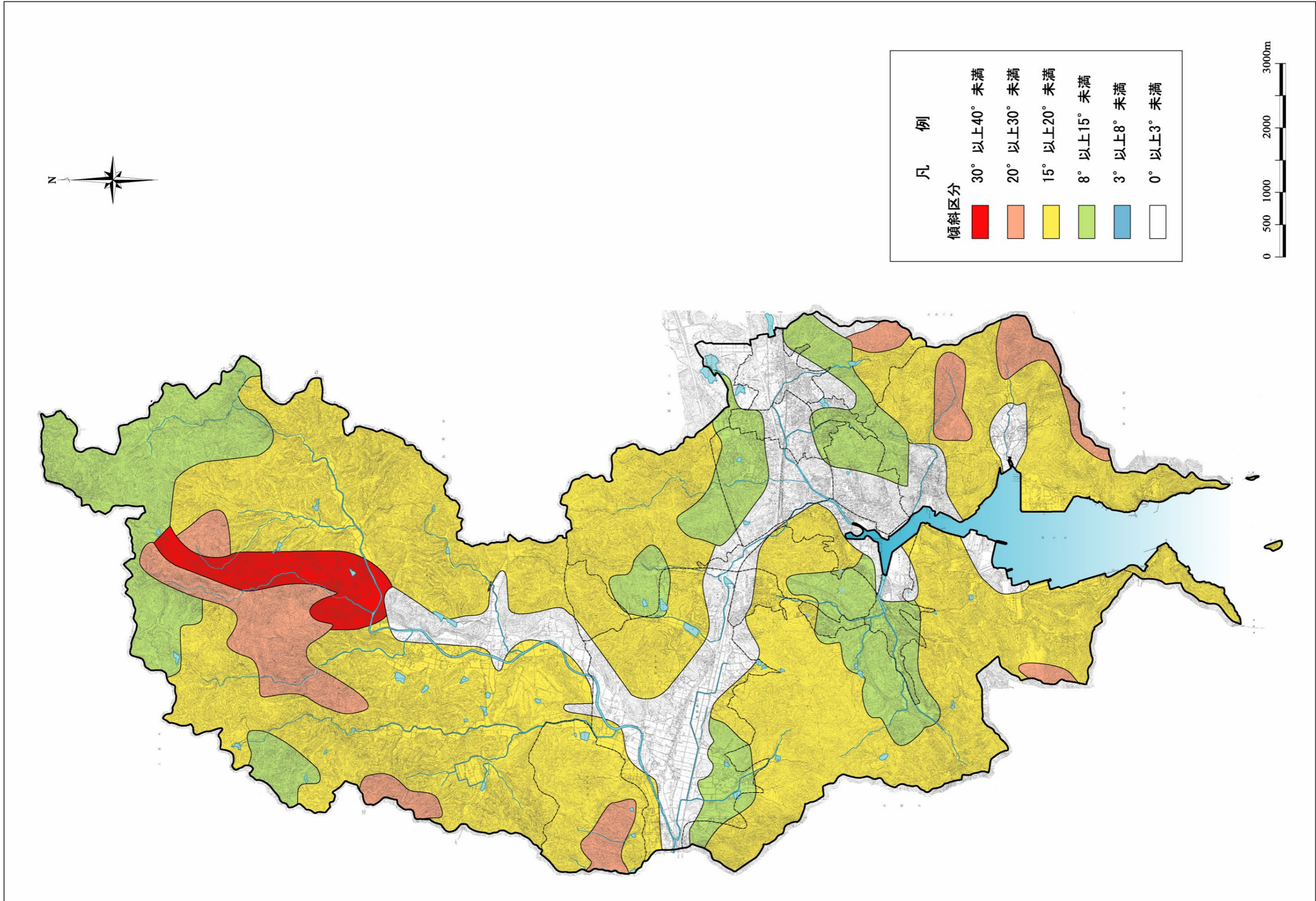
相生市表層地質図







相生市傾斜区分図





コ 河川

相生市の河川は、延長が5,000m未満のものが多く、1,000m未満の二級河川が3河川、準用河川が2河川ある。最も長いものは、二級河川の矢野川であり、14,432m、最も短いのは二級河川の構谷川で75mである。

また、高低差が大きく、海まで一気に流れる河川が多く、流れは急流となっている。

河川一覧

区 分	河 川 名	全 長
二級河川	亀の尾川 (かめのおがわ)	977m
	大谷川 (おおたにがわ)	1,348m
	苧谷川 (おこくがわ)	4,455m
	普光沢川 (ふこさがわ)	2,040m
	鮎婦川 (あゆきがわ)	1,015m
	岩谷川 (いわたにがわ)	975m
	構谷川 (かまえだにがわ)	75m
	佐方川 (さかたがわ)	1,715m
	西矢野谷川 (にしやのだにがわ)	1,628m
	矢野川 (やのがわ)	14,432m
	小河川 (おうごがわ)	4,483m
	能下川 (のうげがわ)	2,920m
	榊川 (さかきがわ)	2,036m
準用河川	三田川 (みたがわ)	2,600m
	二木川 (ふたつぎがわ)	1,800m
	鍛冶屋川 (かじやがわ)	3,600m
	雨内大谷川 (あまうちおおたにがわ)	390m
	西後明川 (にしごみょうがわ)	1,800m
	古池大谷川 (ふるいけおおたにがわ)	1,200m
	構谷川 (かまえだにがわ)	1,183m
	中谷川 (なかたにがわ)	750m

『相生市水系図』 (29 ページ) を参照

第1編 総則  
第1章 総則  
第7節 相生市の自然



第 1 編 総則  
第 1 章 総 則  
第 7 節 相生市の自然

## 第8節 相生市の社会的な状況

### (1) 相生市の人口及び世帯の状況

相生市の人口は27,551人となっている。そのうち、高齢者人口は10,073人で高齢化率は36.6%、年少人口は2,995人で10.9%となっており、少子高齢化が進行している状況である。また、要介護者数は1,906人であり、要配慮者への対応が重要である。

#### 人口及び世帯

(人、世帯：令和5年10月現在)

区分	人 口			3区分人口			世帯数
	男性	女性	合計	年 少 人 口 (15歳 未満)	生産年齢 人 口 (15歳～ 64歳)	高齢者 人 口 (65歳以 上)	
相生市	13,315	14,236	27,551	2,995	14,483	10,073	13,039

#### 要介護者

(人：令和5年10月現在)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
相生市	302	366	392	238	224	196	188	1,906

### (2) 道路の状況

相生市には、幹線となる国道2号が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生宍粟線が市北部から国道2号までを結んでいる。南部は国道250号が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。

『相生市路線網図』（33ページ）を参照

### (3) 医療機関

相生市には、4つの病院施設と16の診療所及び個人医療施設がある。

名称、所在地等は、相生市地域防災計画（資料編）『第3節第5 病院』を参照

### (4) 港湾

相生市には、地方港湾（重要港湾以外の港湾でおおむね地方の利害にかかるとの）である相生港があり、建設資材を中心とした荷役活動や漁業活動が活発に行われている。

### (5) 原子力関連

相生市には、放射性同位元素取扱事業所があるが、原子力事業所は存在しない。

第1編 総則  
第1章 総則  
第8節 相生市の社会的な状況







## 第9節 地震履歴の概要

### (1) 兵庫県内での地震災害の発生状況

有史以来、兵庫県内に震度5弱以上の揺れがあったと推測される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,402人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推測される地震

番号	発生年月日	規模 (M)	備考
1	599.5.28 (推古7.4.47)	7.0	
2	701.5.12 (大宝1.3.26)	7.0	
3	745.6.5 (天平17.4.27)	7.9	
4	827.8.11 (天長4.7.12)	6.5~7.0	
○5	868.8.3 (貞観10.7.8)	7.0以上	播磨国地震
○6	887.8.26 (仁和3.7.30)	8.0~8.5	
7	938.5.22 (承平8 (天慶1) .4.15)	7.0	
8	1096.12.17 (嘉保3 (永長1) .11.24)	8.0~8.5	
9	1361.8.3 (正平16.6.24)	8 <sub>1/4</sub> ~8.5	
10	1449.5.13 (文安6 (宝徳1) .4.12)	5 <sub>3/4</sub> ~6.5	
11	1489.9.20 (明応7.8.25)	8.2~8.4	
12	1510.9.21 (永正7.8.8)	6.5~7.0	
13	1579.2.25 (天正7.1.20)	6.0± <sub>1/4</sub>	
14	1596.9.5 (文禄5 (慶長1) .7.13)	7 <sub>1/2</sub> ± <sub>1/4</sub>	
15	1662.6.16 (寛文2.5.1)	7 <sub>1/4</sub> ~7.6	
16	1707.10.28 (宝永4.10.4)	8.4	宝永地震
17	1751.3.26 (寛延4 (宝暦1) .2.29)	5.5~6.0	
18	1854.12.23 (嘉永7 (安政1) .11.4)	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24 (嘉永7 (安政1) .11.5)	8.4	安政南海地震
○20	1864.3.6 (文久4 (元治1) .1.28)	6 <sub>1/4</sub>	
21	1891.10.28 (明治24)	8.0	濃尾地震
○22	1916.11.26 (大正5)	6.1	
○23	1925.5.23 (大正14)	6.8	北但馬地震
○24	1927.3.7 (昭和2)	7.3	北丹後地震
○25	1943.9.10 (昭和18)	7.2	鳥取地震
26	1946.12.21 (昭和21)	8.0	南海地震
○27	1949.1.20 (昭和24)	6.3	
28	1952.7.18 (昭和27)	6.8	吉野地震
29	1961.5.7 (昭和36)	5.9	
30	1963.3.27 (昭和38)	6.9	越前岬沖地震
31	1984.5.30 (昭和59)	5.6	
◎32	1995.1.17 (平成7)	7.3	兵庫県南部地震
33	2000.10.6 (平成12)	7.3	鳥取県西部地震
○34	2013.4.13 (平成25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018.6.18 (平成30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

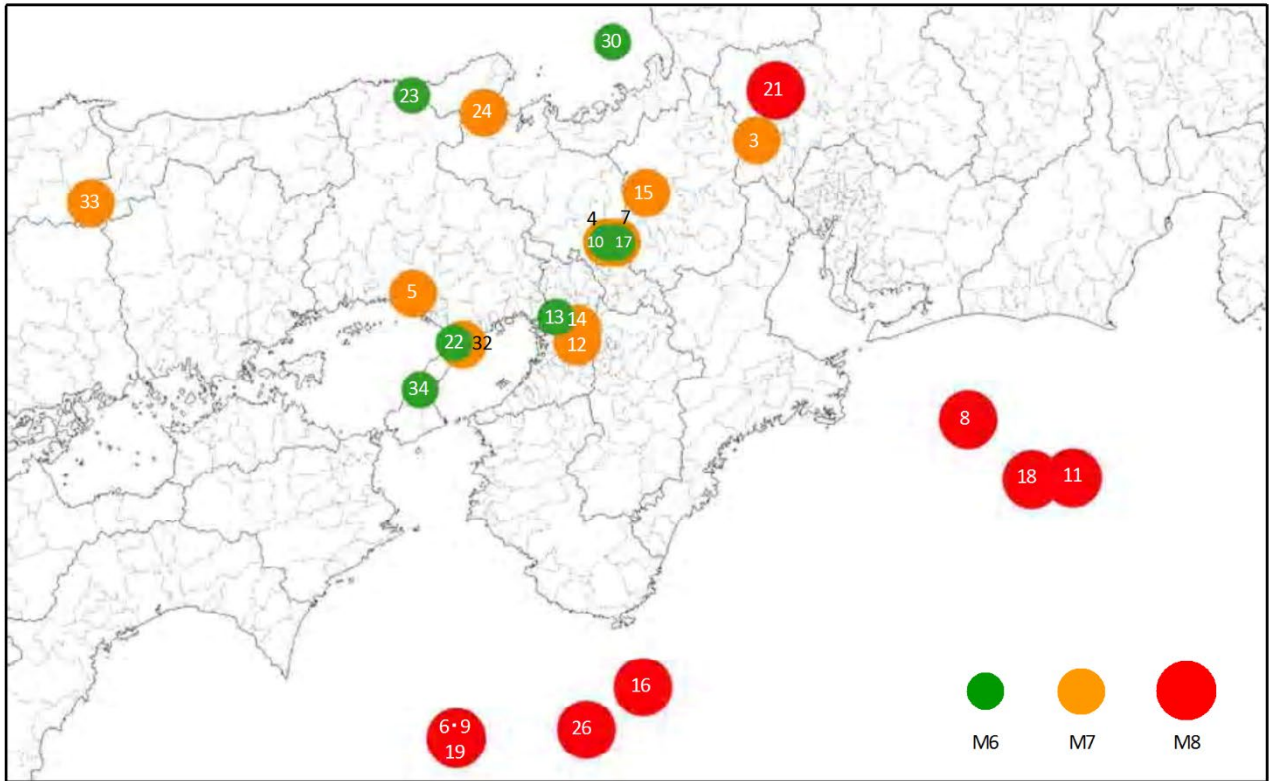
(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

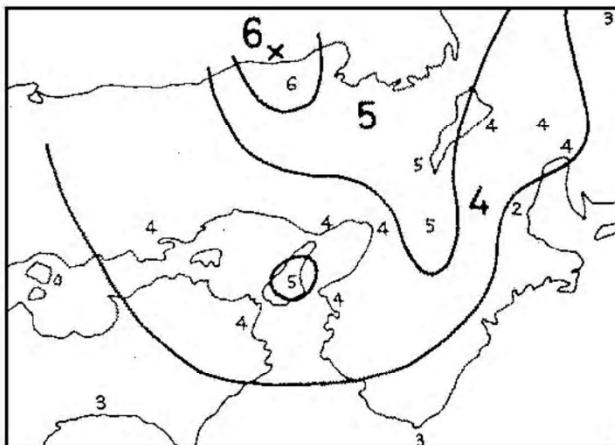
(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

兵庫県地震震源分布図

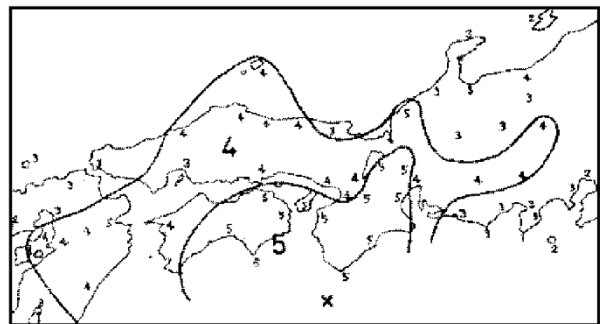
「兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推測される地震」  
 に示した地震の震央



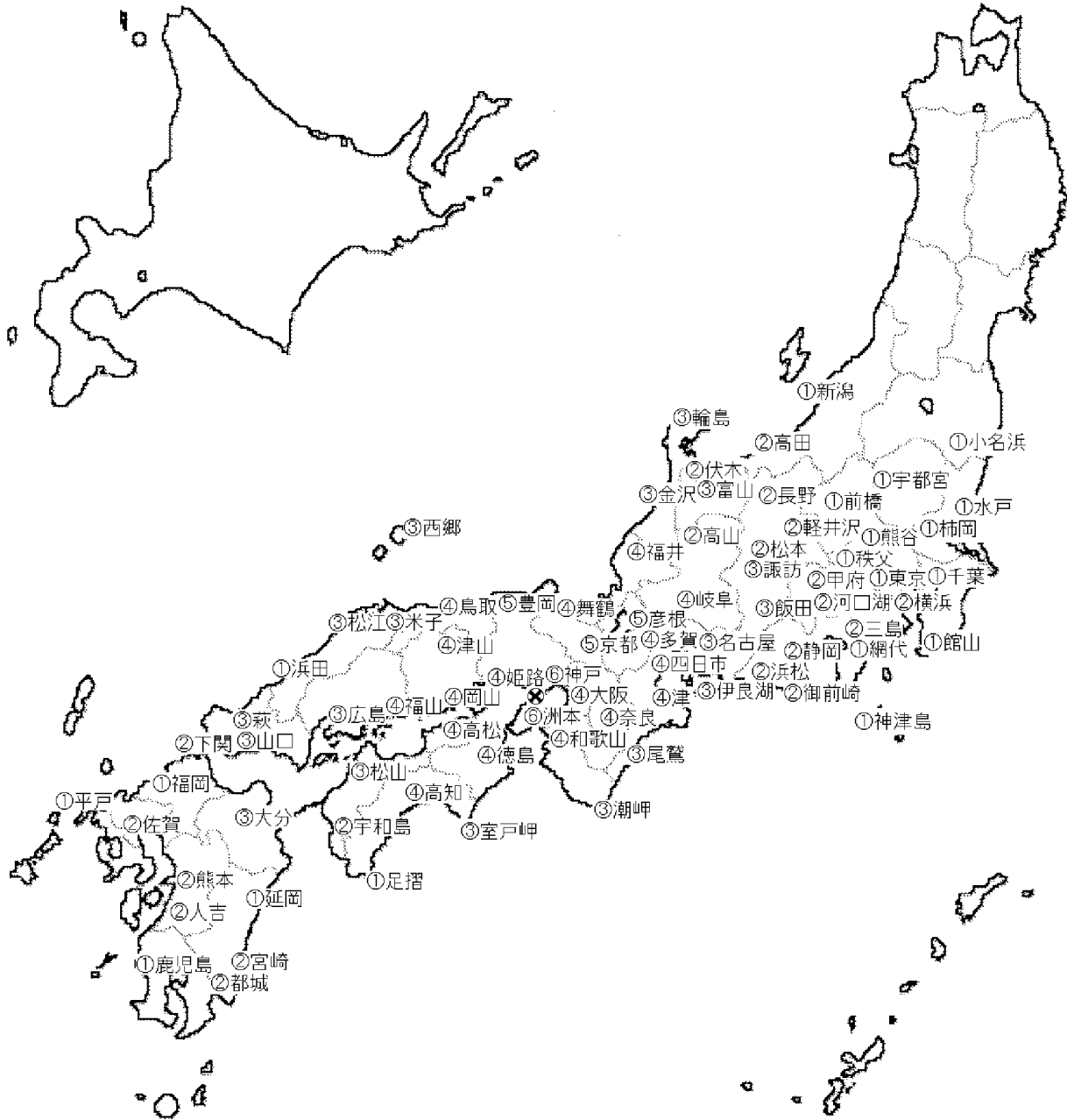
北但馬地震（23番）の震度分布



南海地震（26番）の震度分布



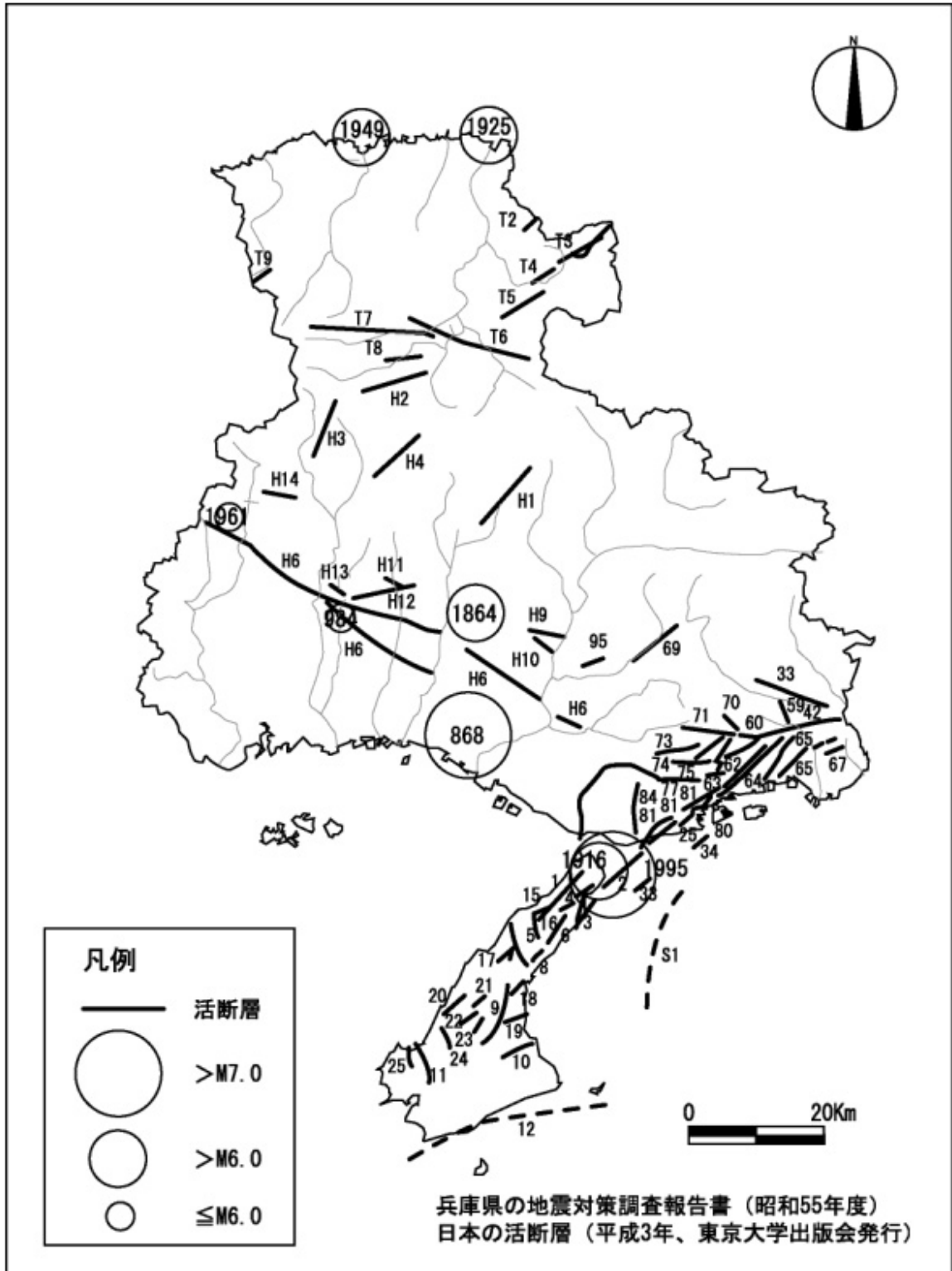
兵庫県南部地震（32番）の震度分布



## 第10節 活断層の概要

地震の震源は活断層であるといわれており、県内の活断層の分布状態は第1図のとおりである。

【第1図 兵庫県の活断層】



活断層の活動度について、現在判明している「ずれ」の量からA・B・Cの3クラスに分類したのが「第1表」である。この「ずれ」の量はいつもそれだけの量が動いているという意味ではなく、地震発生たびごとに断層に「ずれ」を生じ、それが繰り返されて現在の状態に達しているということで、その総量を平均した値を基にしてクラス分けしたものである。

活動度A : 1～10 mm/年  
 活動度B : 0.1～1 mm/年  
 活動度C : 0.1 mm以下/年

(第1表) 兵庫県における主要活断層の名称と活動度

番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称
T2	C		22	C	鮎原南捷曲
T3			23	C	奥畑断層
T4			24	C	下堺断層
T5			25	C	雁子断層
T6	B	養父断層	34	B	和田岬断層
T7	B～C	八木断層	35	B	須磨断層
T8	C		38	C	
T9	C		39	B	仮屋断層
H1	C		42	B	有馬-高槻構造線
H2	C		58	C	十万辻断層
H3	C	引原断層	59		中山断層
H4	C	三方川断層	60	B	名塩断層
H6	B	山崎断層系	61	B	六甲断層
H9			62	B	湯槽谷断層
H10			63	B	大月断層
H11		山之内断層	64	B	五助橋断層
H12		小畑断層	65	B	芦屋断層
H13		須賀沢断層	66	B	甲陽断層
H14			67	B	伊丹断層
1	B～A	野島断層	69	C	大川瀬断層
2	B～C	楠本断層	70	C	藤原山断層
3	B	仮屋断層	71	B	有野-溪河断層
4	B～C	東浦断層	72	C	射場山断層
5	C	育波断層	73	B	柏尾谷断層
6	C		74	B	古々山断層
7	B～C	志筑断層	75	B	山田断層
8	C		76	C	北摩耶断層
9	B	先山断層	77	B	万福寺断層
10	B	猪ノ鼻断層	78	B	布引断層
11	C	飯山寺断層	79	B	諏訪山断層
12	B～C	中央構造線断層系	80	B	会下山断層
15	B	水越捷曲	81	C	丸山断層
16	B	浅野断層	82	B	高取山断層
17	C	一宮捷曲	83	B	横尾山断層
18	B～C	安乎断層	84	C	高塚山断層
19	C	厚浜断層	95	B	御所谷断層
20	B	高山捷曲	E		
21	B～C	鮎原捷曲	S1	B	大阪湾断層

## 第1.1節 地震災害の危険性と被害の特徴

地震による被害は風水害等と比較して、経験する頻度が非常に少ない上、その被害の様相は同時多発型の大災害であり、あらかじめその全容を具体的に把握することは困難である。しかし、地震対策を計画する上で、これら災害の様相を概要であろうとも推定しておくことは必要である。

### (1) 内陸部地震

#### ア 地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよく分かっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪みを受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年（平成7年）の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

#### イ 兵庫県内に影響を及ぼす可能性のある主要な活断層

##### (ア) 山崎断層帯

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎郡福崎町より南東側とはそれぞれ最新活動時期が異なる。

##### (イ) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、更にはこれら6



つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

(ウ) 六甲・淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁－淡路島東岸区間及び長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

(エ) 上町断層帯

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

(オ) その他の断層

その他活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。

また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

ウ 被害想定

兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0

各地震による基礎被害想定のうち、相生市における建物被害、火災、避難者、人的被害は下表のとおりである。

【想定条件】

(ア) 風速 風速 6.0m/s 未満 風速 6.0m/s 以上

(イ) 発生時期

季節・・・冬

時刻・・・早朝5時

ほとんどの市民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。

・・・夕方6時

夕食時。出火率が最大となる。

			山崎 断層帯地震 (M8.0)	上町 断層帯地震 (M7.5)	中央構造線 断層帯地震 (M7.7)	養父 断層帯地震 (M7.0)
物的被害	揺れ	全壊棟数	7	0	0	0
		半壊棟数	213	0	0	0
	液状化	全壊棟数	23	3	4	0
	火災	消失棟数	1	0	0	0
人的被害	建物倒壊（冬早朝5時）	死者数	1	0	0	0
		負傷者数	18	0	0	0
		重傷者数	1	0	0	0
	火災（焼死者数）（冬夕方6時）	風速6m/s未満	1	0	0	0
		風速6m/s以上	1	0	0	0
建物被害（全壊・半壊・焼失）による避難者数			218	0	0	0

出典：平成21・22年度 兵庫県地震被害想定調査

## (2) 津波を伴う地震

### ア 地震発生の危険性

#### (ア) 南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面が滑ることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年(1944年)に昭和東南海地震、昭和21年(1946年)に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年以上が経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確立			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%~80%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年 74.0年前

### イ 津波浸水想定及び被害想定

県は、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震・日本海における大規模地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。市は、上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進めることとする。

(詳細の浸水想定図等は『資料編 第12節 資料集 津波浸水予想区域図』を参照)

#### 【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	M9.1

#### 【浸水想定】

市町名	最高津波水位(m)	最短到達時間(分)	浸水面積(ha)
相生市	2.8	120	98
たつの市	2.3	120	368
赤穂市	2.8	120	625

最高津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示

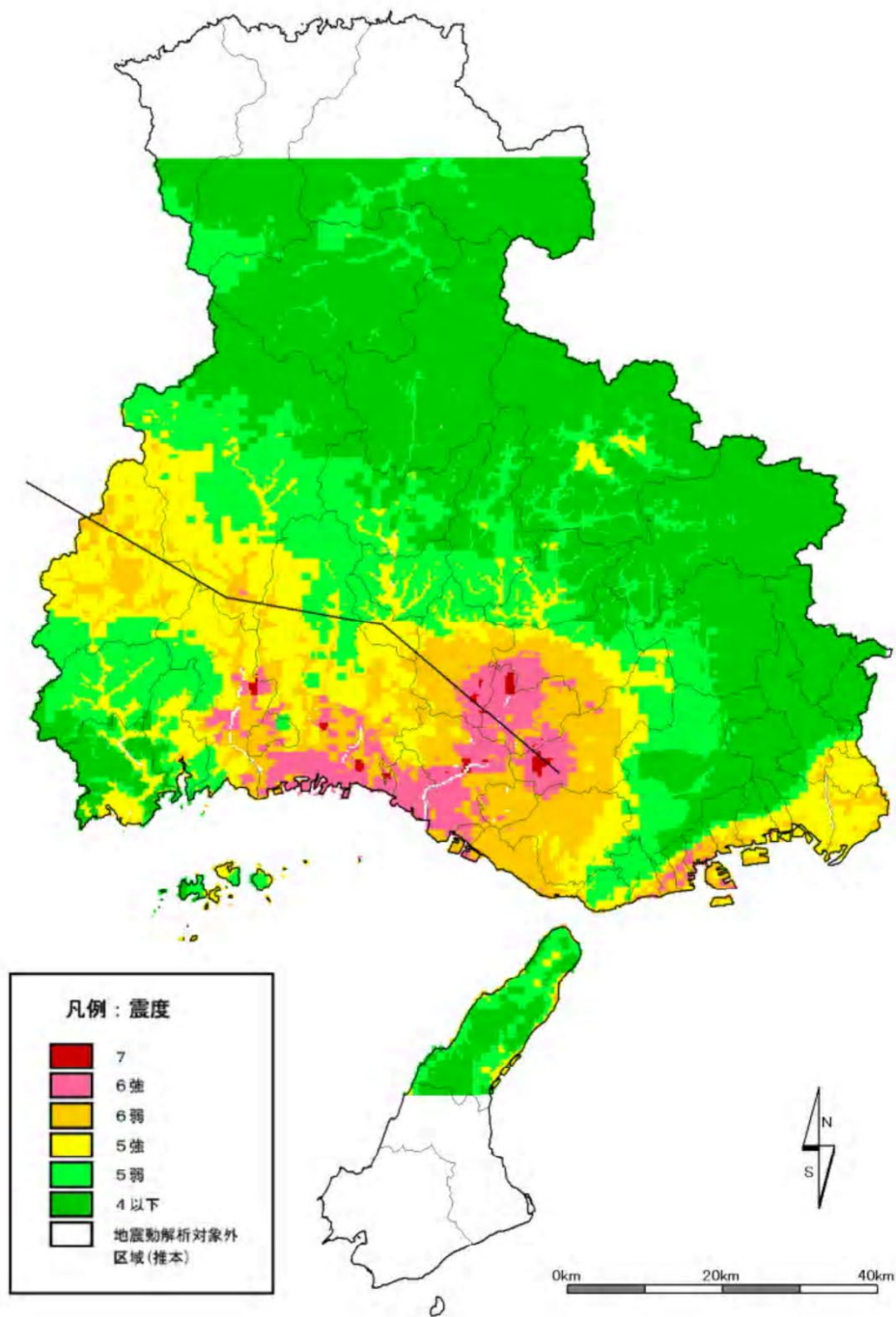
最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間

### (3) 基礎被害想定の結果

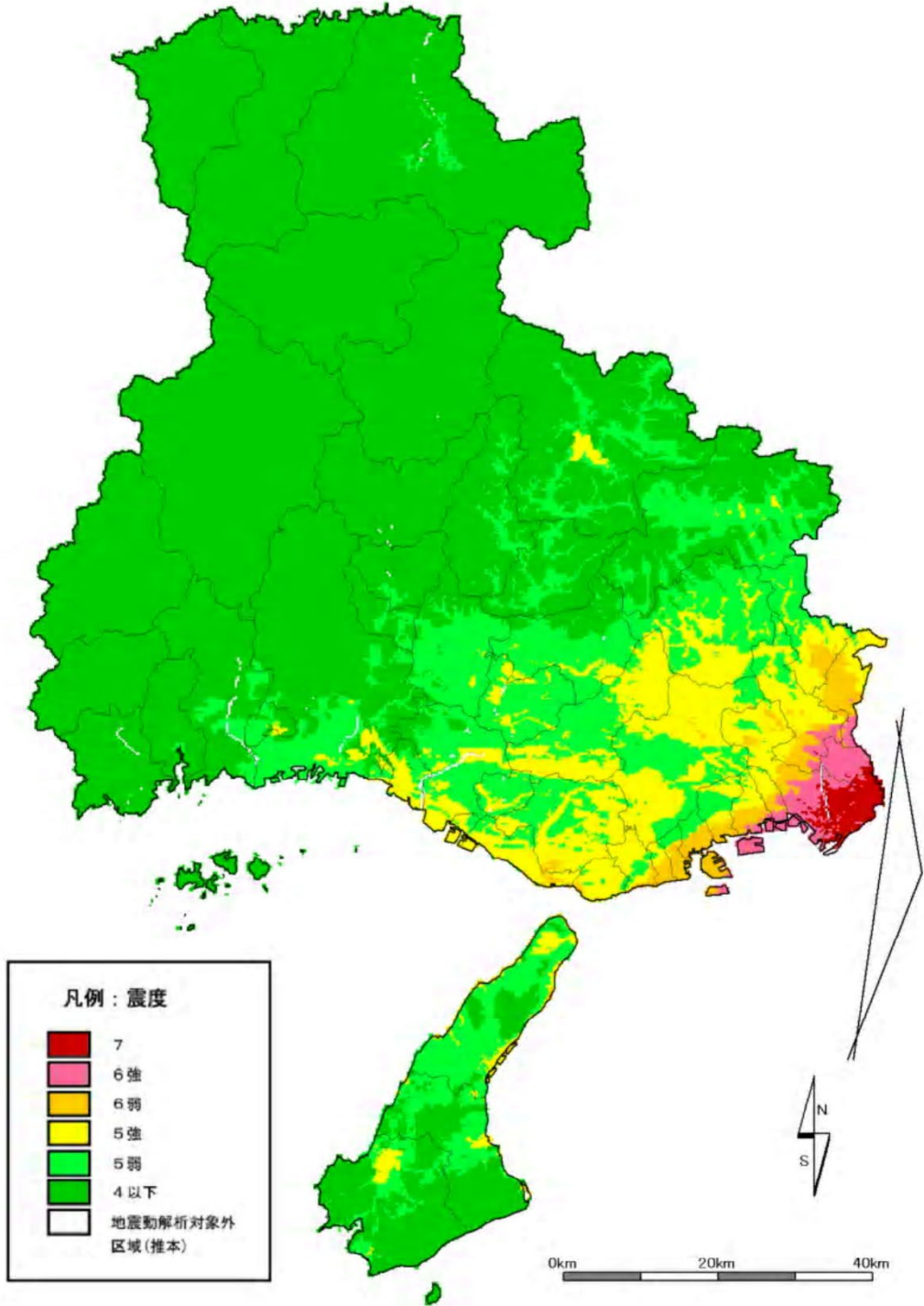
#### ア 震度

各地震の想定震度は次のとおりである。

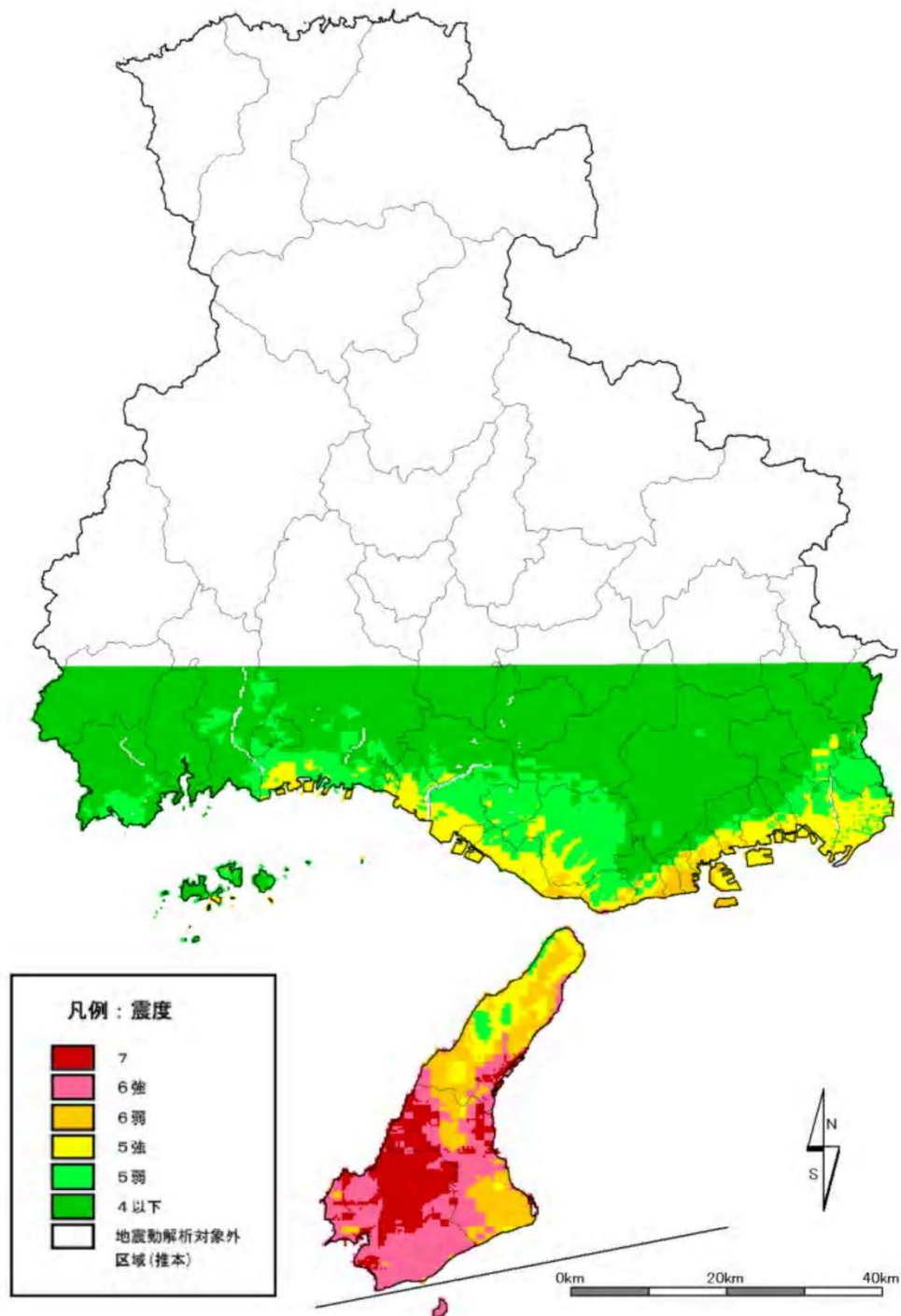
##### (ア) 山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主要南東部）



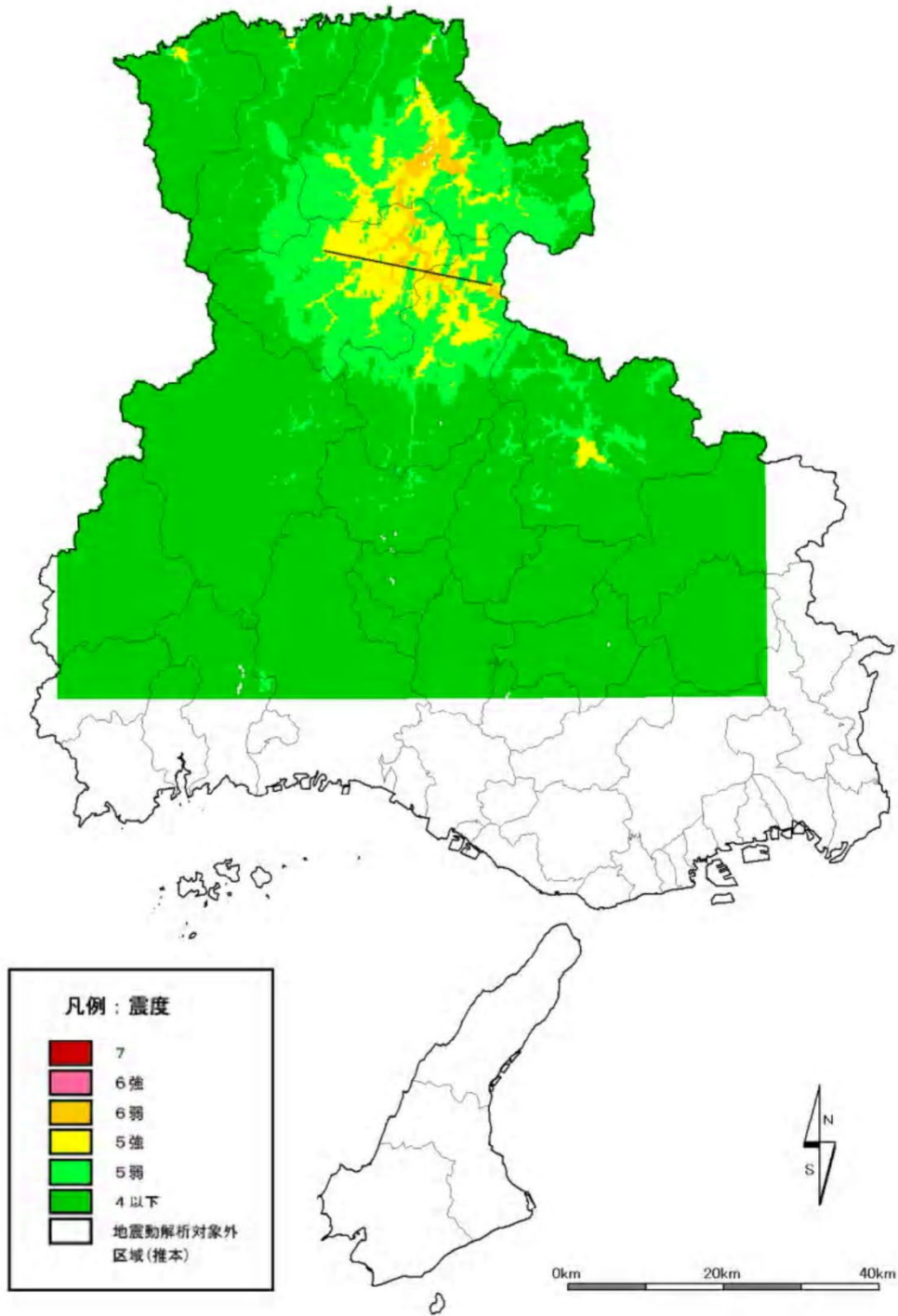
(イ) 上町断層帯地震



(ウ) 中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）

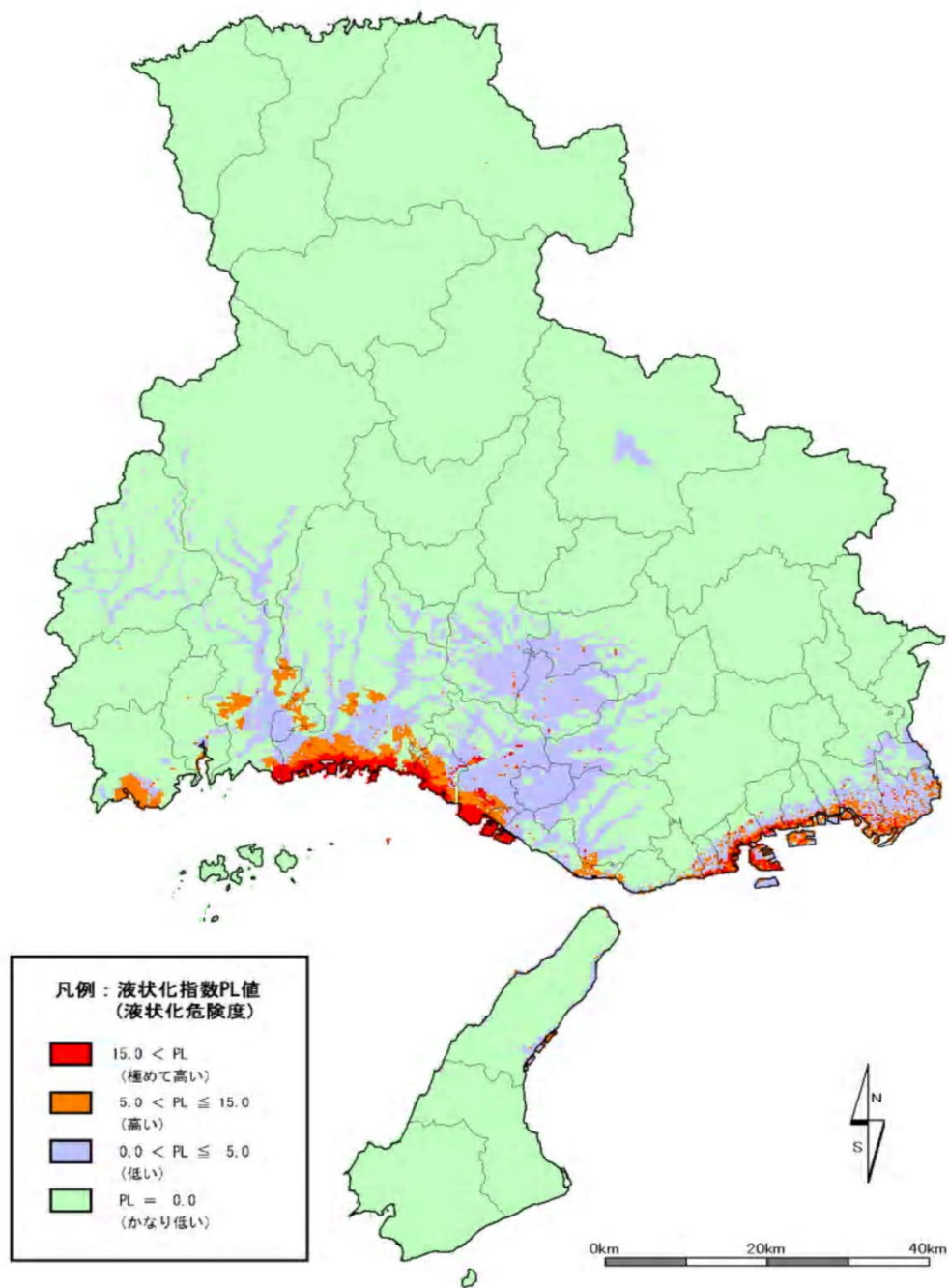


(工) 養父断層帯地震



イ 液状化の危険度

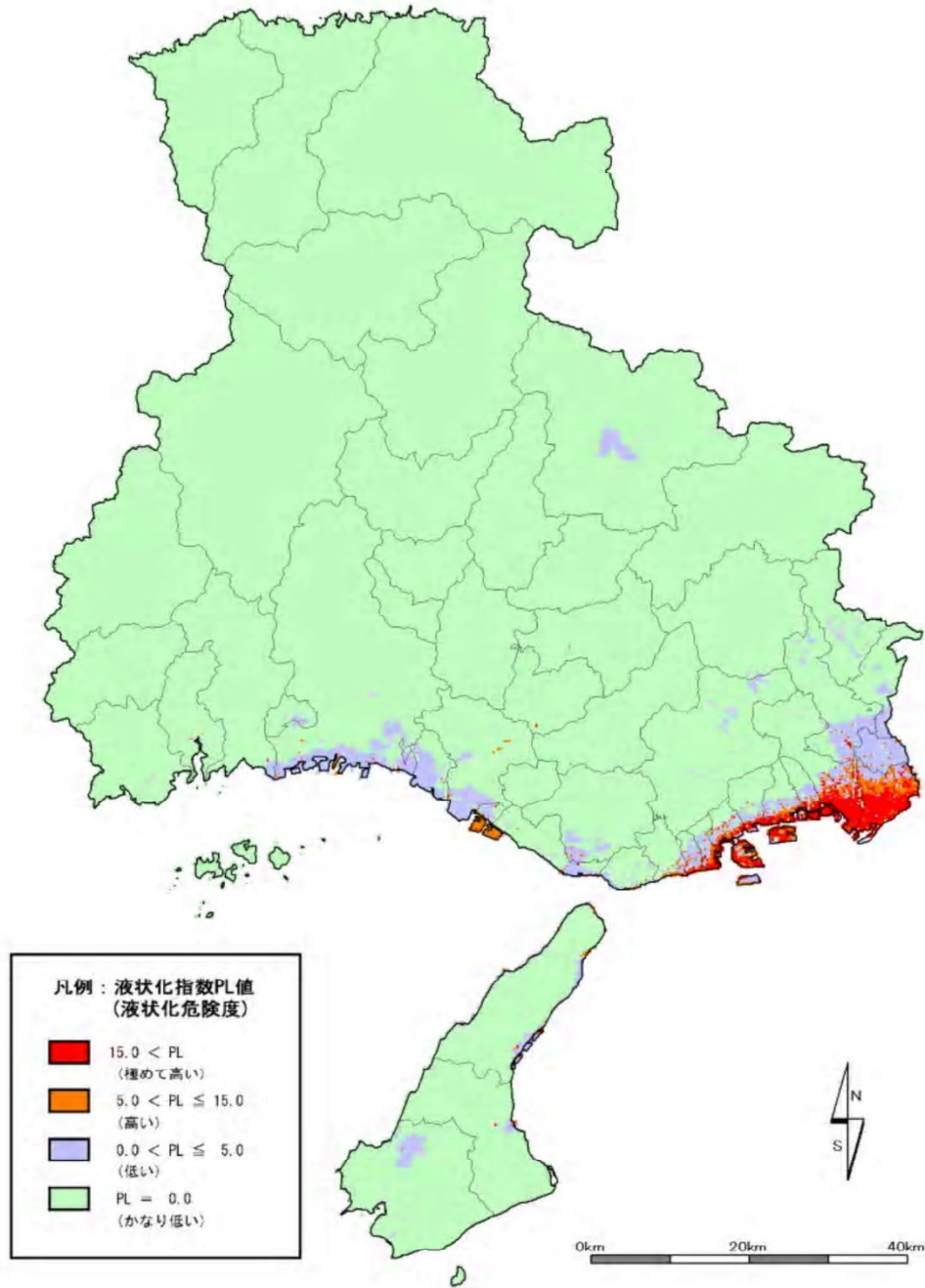
(ア) 山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主要南東部）



PL値	PL ≤ 5	5 < PL ≤ 15	15 < PL
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

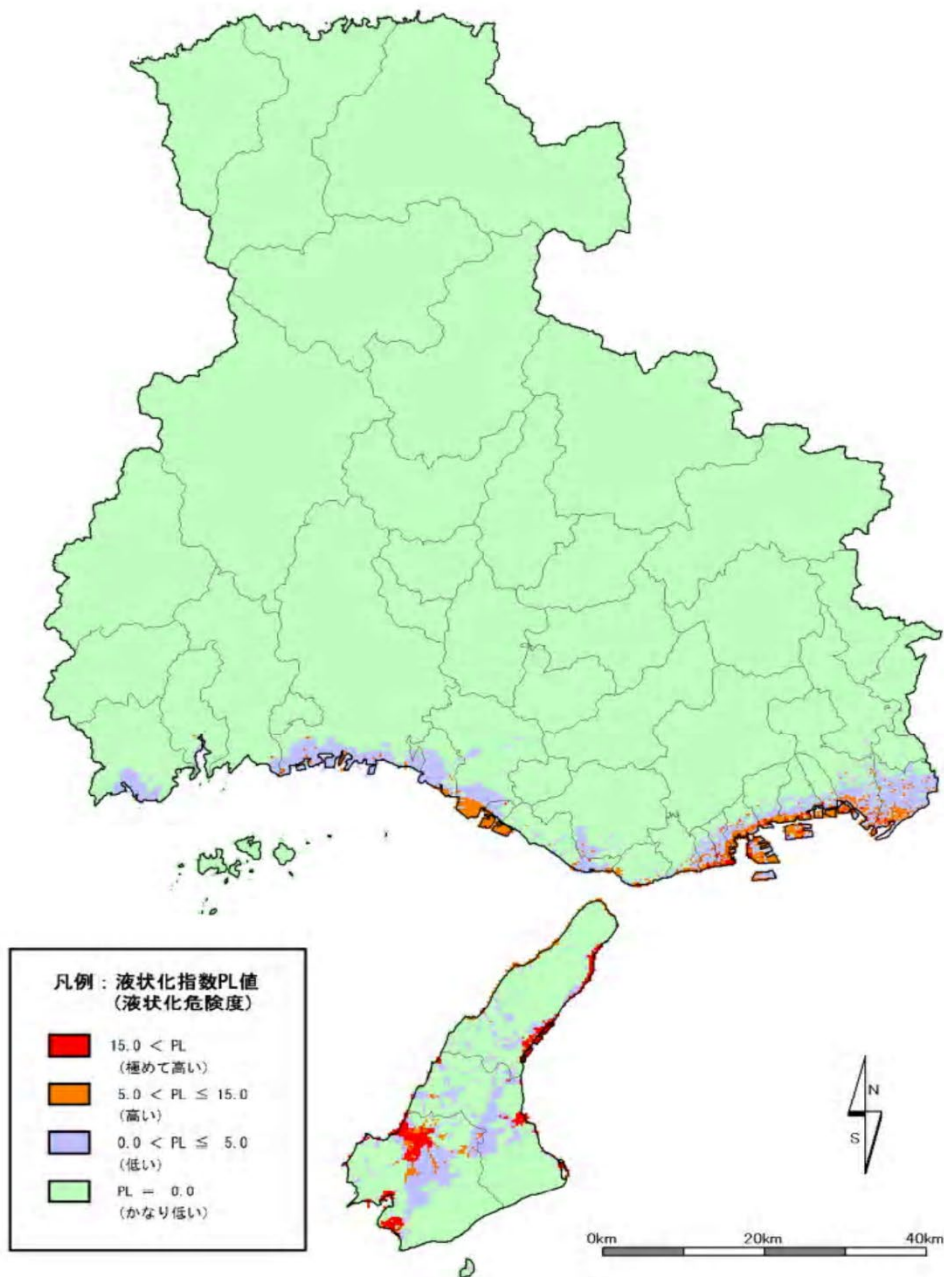


(イ) 上町断層帯地震



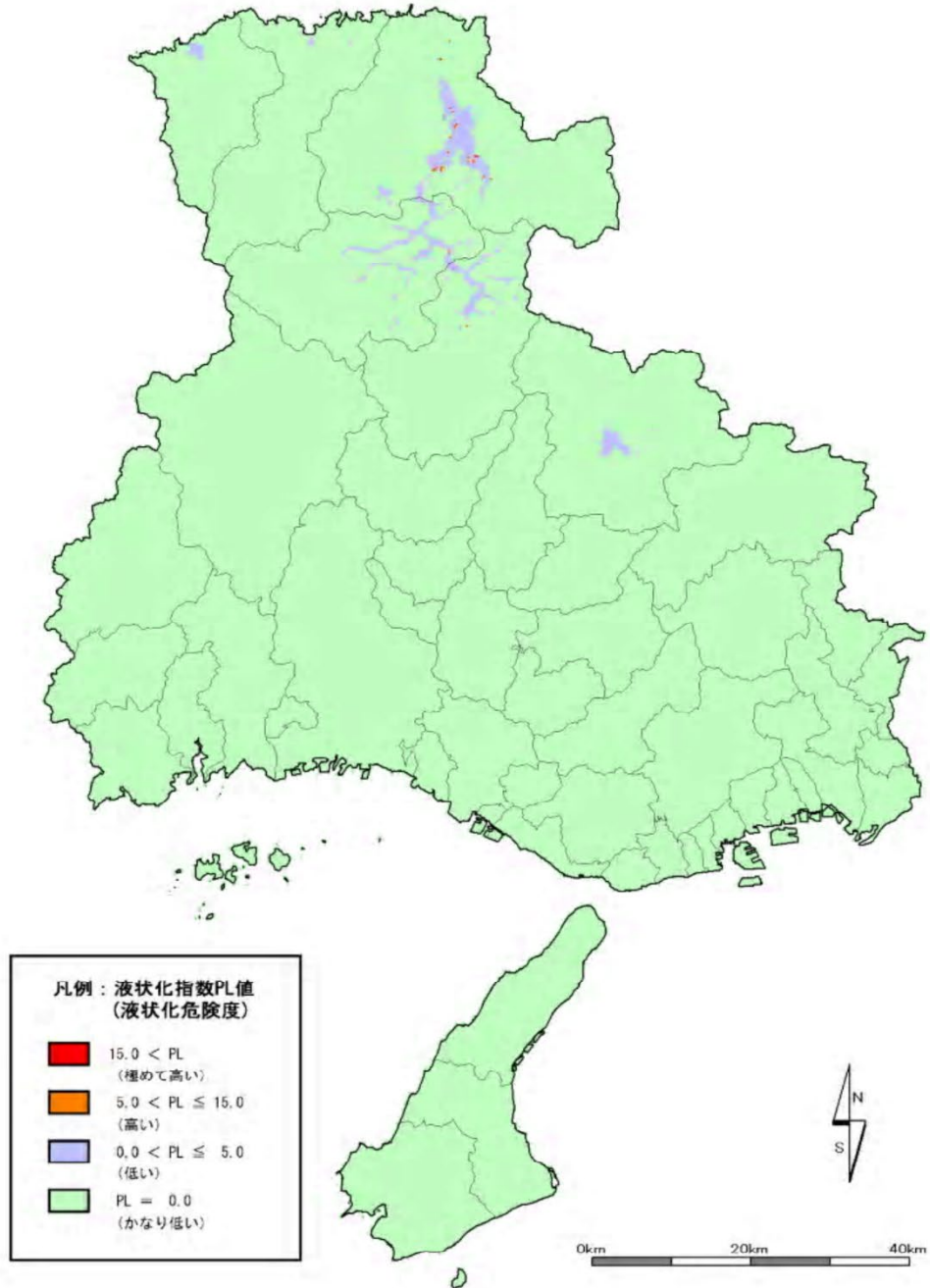
PL値	$PL \leq 5$	$5 < PL \leq 15$	$15 < PL$
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

(ウ) 中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）



PL値	PL ≤ 5	5 < PL ≤ 15	15 < PL
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

(エ) 養父断層帯地震



PL値	$PL \leq 5$	$5 < PL \leq 15$	$15 < PL$
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

## 第12節 風水害等の危険性と被害の特徴

相生市で発生した過去の風水害等の状況等を整理し、今後発生する可能性のある風水害等を想定し、防災対策の参考とする。

兵庫県内で発生する風水害としては、線状降水帯による大雨、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む。）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災等が考えられる。

このうち、相生市で発生した過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前後の前線がもたらした集中豪雨と台風に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬～9月に集中している。

相生市で発生した主な風水害の一覧表

西暦	年 月 日	被 災 内 容
1933	昭和8年 8月13日	光明山を中心に集中豪雨、口池・鶴亀池溢水、苧谷川氾濫、警察官殉職1名、浸水家屋359戸、山崩れ14箇所、有年～那波間列車不通
1934	昭和9年 9月21日	室戸台風、相生湾一帯に高潮、旧新町・旧宮西町・旧天神町一帯で浸水水位約1m、浸水家屋約300戸、倒壊家屋3戸、送電線故障による停電
1938	昭和13年 7月4日	苧谷川氾濫、堤防決壊20箇所以上、道路崩壊6箇所、耕地埋没流出約4ha、耕地の浸水約30ha
1954	昭和29年 9月26日	台風15号、相生湾一帯に高潮、旧松ノ浦町・旧天神町・旧新町・旧藪谷町で浸水
1961	昭和36年 9月16日	第2室戸台風、相生湾一帯に高潮、最高潮位海拔184cm
1971	昭和46年 7月18日	13時～17時の4時間に209mmの降雨(15時～16時には71mm)、崖崩れのため高取峠でバス1台・乗用車3台転落(死者4名、負傷者53名)、同じく崖崩れのため相生4丁目で死者5名・負傷者2名、河川で溺死2名、また、家屋全壊10戸、半壊38戸、床上浸水722戸、床下浸水3556戸、道路決壊101箇所、橋梁流出破損10箇所、急傾斜地崩壊30箇所、河川堤防決壊102箇所等の被害発生
1974	昭和49年 7月6日～7日	台風8号の北上に伴う梅雨前線の活発化、6日11時～13時に約100mm、6日22時～7日3時に約100mmの降雨、矢野町榊で崖崩れによる死者1名、市域全体では倒壊家屋2戸、半壊4戸、床上浸水139戸等の被害、旭4～5丁目では約300戸が床下浸水
1976	昭和51年 9月8日～12日	台風17号、降水量合計937.9mm、とくに10日9時～10時には72.9mmを記録、壺根地区で山崩れ(全壊家屋5戸・半壊4戸)、市域全体では全壊家屋10戸、半壊11戸、床上浸水348戸、道路決壊51箇所、河川堤防決壊119箇所、橋梁流出11箇所の被害

近年では、平成16年(2004年)の8月30日と9月29日に発生した水害がある。両方とも、台風の上陸に伴う豪雨が原因となっている。特に9月29日の水害時は、最大日降水量が297mmという、記録的な降雨量であった。

### 平成16年の風水害

内容 時期	日降水量 (mm)	最大時間 雨量(mm)	最高潮位 TP (m)	最大瞬間 風速 (m/h)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
台風16号 8月30日～31日	59	31	2.42	36.2	109	157
台風18号 9月7日	9	5	2.09	34.6	0	27
台風21号 9月29日	297	79	—	20.3	83	413
台風23号 10月20日	101	15	1.75	28.4	1	2

市役所・西はりま消防組合相生消防署調

特に被害が大きなものとして、梅雨前線による水害としては昭和13年の豪雨を、台風による風水害としては室戸台風を取り上げ、災害の概要を記述する。

#### (1) 梅雨前線による豪雨災害

昭和13年7月3日から5日にかけて梅雨前線の北上に伴い雨が降り続き、苧谷川が氾濫し堤防決壊が20箇所以上、道路決壊が6箇所、耕地埋没流出約4ha、耕地の浸水約30haという大災害となった。

#### (2) 台風による風水害

昭和9年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、室戸岬で911hPaを観測し、最大瞬間風速は神戸市で33m/s、大阪市で60m/sに達した。この台風による被害は、相生湾一帯に高潮、旧新町・旧宮西町・旧天神町一帯で浸水水位約1m、浸水家屋約300戸、倒壊家屋3戸、送電線故障による停電が発生した。

#### (3) 風水害の危険性

市内に大きな風水害をもたらしたものは梅雨前線と台風であることから、この2つのパターンを中心に発生可能性について検討する必要がある。

##### ア 梅雨前線による集中豪雨

昭和13年の気象条件から見ると、梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布しているという特徴があり、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。

イ 台風による風水害

平成 25 年から令和 4 年までの台風の発生数は、平均 26 個となっている。そのうち、日本への接近数は平均 12 個で、日本へ上陸した台風の数は、この 10 年間では平均 4 個である。

風台風、雨台風と呼ばれることがあるが、これらは台風の性格を表しているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向との関係で大雨となること等に起因する。また、風は台風の進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで、海岸部の低地等広い範囲で塩害が起きるおそれがある。

高潮と高波は、台風が 980hPa ぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。

台風の状況（神戸地方気象台）

区 分	単 位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発生数	個	31	23	27	26	27	29	29	23	22	25
接近数	個	14	12	14	11	8	16	15	7	12	11
上陸数	個	2	4	4	6	4	5	5	0	3	3

※接近数：台風の中心が国内のいずれかの気象官署から 300km 以内に入った台風の数

## (4) 風水害被害の特徴

### ア 水害

梅雨前線や秋雨前線、台風の影響する豪雨による被害が想定される。河川改修により大河川の氾濫は減少しているものの中小河川においては溢水被害が見られる。

近年の集中豪雨では、河川は氾濫しないものの排水量を上回る集中豪雨のために内水面氾濫が発生しているケースがある。

### イ 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりが起きやすい地域や山崩れ、崖崩れ等の斜面崩壊については、基岩の風化が進み、かつ急斜面の多い地域で発生頻度が高い。

### ウ 風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害等が考えられる。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

### エ 高潮、高波による被害

高潮、高波も風害の一つの形態であり、両者が重複するときに大きな破壊力を発揮するのが特徴である。そのため台風の際は特に注意を要する。

## 第13節 大規模事故災害の想定

### (1) 大規模事故

この計画では、大規模事故災害に対しても対応をすることを踏まえた策定を行っており、ここで想定する「大規模事故」は、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発など大規模で市民生活に重大な被害を及ぼす事態とする。相生市における大規模事故災害の想定は次のとおりとする。

#### ア 大規模事故例

##### 【航空機事故】 空港内における事故例

災害名	発生日	被害状況	事故概要
ガルーダインドネシア航空機炎上事故	平成8年6月13日	死者3名 負傷者109名 /275名中	福岡空港 離陸中断でオーバーラン追突 大破・炎上
中華航空機墜落事故	平成6年4月26日	死者264名 負傷者7名 /271名中	名古屋空港 着陸時に墜落 大破・炎上

##### 【航空機事故】 港外における事故例

災害名	発生日	被害状況	事故概要
日本航空 ジャンボ機墜落事故	昭和60年8月12日 18時56分頃	死者520名 負傷者4名/524名中	山中に墜落 大破・炎上

##### 【航空機事故】 県内における事故例

災害名	発生日	被害状況	事故概要
小型機オーバーラン	平成25年7月21日	重傷1名 軽傷2名	但馬飛行場に着陸中 斜面に不時着
阪急航空ヘリ墜落事故	昭和61年11月27日	死者8名 /8名中	神戸ヘリポートに飛行中、斜面に衝突し、大破・炎上

##### 【鉄道事故】

災害名	発生日	被害状況	事故概要
余部鉄橋 列車転落事故	昭和61年12月28日 13時25分頃	死者6名 負傷者6名	強風下の余部鉄橋 余部集落へ転落
信楽高原鐵道 正面衝突事故	平成3年5月14日	死者42名 負傷者614名	通常列車と臨時列車の 正面衝突
高山線列車脱線 衝突事故	平成8年6月25日	負傷者17名	線路上の落石に乗り 上げ、脱線



災害名	発生日	被害状況	事故概要
福知山線 列車事故	平成17年4月25日 午前9時18分頃	死者107名 負傷者563名	7両編成の前5両が 脱線し、建物へ激突
営団地下鉄日比谷線 脱線衝突事故	平成12年3月8日	死者5名 負傷者38名	最後部車両が脱線し、 対向列車と衝突

【交通事故等】

災害名	発生日	被害状況	事故概要
飛騨川バス 転落事故	昭和43年8月18日	死者・行方不明者 104名 負傷者2名	観光バス2台が土石流 に巻き込まれ、飛騨川 に転落
日本坂トンネル 火災事故	昭和54年7月11日	死者7名 負傷者2名	トンネル内で追突事故 し爆発、火災延焼
豊浜トンネル 岩盤崩落事故	平成8年2月10日	死者20名 負傷者1名	岩盤崩落でバス1台と 乗用車2台が被災
中央自動車道 笹子トンネル 天井板落下事故	平成24年12月2日	死者9名 負傷者2名	トンネル天井板が落下 し、車両3台が巻き込 まれた。
弥彦神社事故	昭和31年1月1日	死者124名 負傷者94名	石段で初詣客がぶつか り合い、崖下に落下
明石市民夏祭り 花火大会事故	平成13年7月21日 20時35分頃	死者11名 負傷者222名	連絡歩道橋上でぶつ かり将棋倒し事故

【爆発事故】

災害名	発生日	被害状況	事故概要
姫路化学工場爆発	平成24年9月29日	死者1名 負傷者36名	アクリル酸中間貯蔵 タンクの爆発

イ 相生市の火災状況

火災状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
火災発生 件数	総数	11	8	6	8	9
	建物	4	5	3	2	3
	林野	2	-	-	-	-
	車両	1	-	1	2	2
	船舶	-	-	-	-	-
	その他	4	3	2	4	4
焼損棟数	総数	4	6	5	2	5
	全焼	2	1	1	-	2
	半焼	-	-	1	-	-
	部分焼	2	4	1	1	-
	ぼや	-	1	2	1	3
焼損面積	建物 (㎡)	292	6	174	5	280
	林野 (a)	5	-	-	-	-
死傷者	死者	-	-	-	-	1
	傷者	1	2	-	-	1
救急車出動 状況	総数	1,329	1,224	1,163	1,125	1,333
	火災	5	3	2	-	3
	自然災害	-	-	-	-	-
	水難	1	3	-	1	1

(西はりま消防組合相生消防署調)

ウ 相生市における被害想定

航空機事故災害	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
鉄道事故災害	JR山陽本線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故 列車と自動車の衝突
交通事故災害	国道250号、国道2号等の幹線道路における多重衝突などの大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害 道路構造物（トンネル・橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害、道路上での大きな交通事故、道路上等での極端な雑踏被害
危険物等災害	LPガス等の高圧ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	住宅密集地における大規模延焼火災、林野火災の延焼
その他の災害	その他の大規模な事故災害

## 第14節 海上事故災害の想定

### (1) 海上事故災害

海上事故災害は、相生港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的とする大小各種船舶が通航し、衝突、乗揚等の海難が発生し、市民生活に重大な被害を及ぼす事態とする。

### (2) 被害の想定

#### (ア) 海難による人身事故

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機械損傷などがあり、これらの海難の発生により遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

#### (イ) 重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故により、海域が汚染されるおそれがあることを想定する。

## 第15節 原子力等災害の想定

### (1) 原子力等災害

相生市において、原子力事業所は存在しないが、放射性同位元素取扱事業所が1箇所あるため、原子力等に係る事故事象として次の災害を想定する。

### (2) 被害の想定

#### (ア) 放射性同位元素等の輸送

輸送物自体の安全性等については、核燃料物質等の輸送の場合と変わりはないため、防災指針の「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」においてB型輸送物及びA型輸送物について示されている災害の規模、態様等を参考とすることとし、万一の事態に備え、関係法令等に基づき、相生市その他防災関係機関が講じるべく対策を定める。

#### (イ) 放射性同位元素取扱事業所

相生市において、1箇所の放射性同位元素取扱事業所が存在するが、これまでににおいても放射性同位元素取扱事業所での施設の火災、事故又は地震等自然災害によっても大きな被害は発生していない。また、県内に所在する放射性同位元素取扱事業所のほとんどがごく少量の放射性同位元素を取り扱っているのみであるという状況を勘案すると、火災等が発生した場合でも、施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。しかしながら、事故等が発生した場合の影響が大きいことから、万一に備えた対応を定める。

#### (ウ) 放射性物質の不法廃棄等

不法廃棄等事案では、不法廃棄等される放射性物質が①放射能は高いが少量の場合又は②放射能は低いが大量の場合が考えられる。相生市では、兵庫県地域防災計画に従い、以下の事態を想定する。

##### a 放射能は高いが少量の場合

市街地に立地するスクラップ事業所において、作業中にスクラップ中から大量の医療用ラジウム針(74MBq×20本=約1.5GBqと想定)が発見され、直接触れた作業員数名が被ばく(被ばく線量は約250mGyと想定)するとともに、市民に被ばくに関する不安が広がる事態。

##### b 放射能は低いが大量の場合

市街地に立地する倉庫から、トリウムを含むモナザイト鉱数百kgが発見され、市民に汚染・被ばくに関する不安が広がる事態。